

建築行政共用データベースシステムご利用の
特定行政庁並びに指定確認検査機関
及び指定構造計算適合性判定機関の皆さま

一般財団法人建築行政情報センター

建築行政共用データベースシステムに関する予算措置のお願い

日頃より、当財団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）利用のための予算措置につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。
ご多用中誠に恐縮ではございますが、ご一読いただき、予算措置のためのお見積りのご用命等頂ければ幸甚に存じます。
なお、このお知らせは、別途電子メール等で当財団よりご連絡させていただいている団体様にも念のためお送りしております。

記

1. 共用DB利用料

平成28年度は、3年度毎の利用料見直しの年度となり、平成26年度における確認件数等の実績に応じて算定します（詳細は裏面参照）。これに伴い、一般に平成27年度の利用料から増減が発生します。

※お見積りのご用命は随時受け付けておりますが、下記によりご自身で算定することも可能です。

<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/donyu.html> 「利用料算定シート」

2. 会議等出席に係る出張旅費

①連絡協議会総会（※出席任意、開催時期未定）

平成28年度は東京にて開催予定です。

②共用DB（台帳登録閲覧システム）操作説明会（※出席任意）

平成28年度は、東京・大阪の2会場にて春・秋に開催予定です。

上記説明会に参加できない場合は、各サブシステムや確認申請プログラムの説明会の講師派遣及び資料提供を無料にて行うことも可能ですので、お気軽にお申し付けください。

お問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター

◎北海道開発局、東北・関東各地方整備局管内

TEL 03-5225-7706 mail meguro@icba.or.jp 担当：目黒

◎中部・北陸・近畿・中国・四国・九州各地方整備局、沖縄総合事務局管内

TEL 03-5225-7703 mail shouno@icba.or.jp 担当：^{しょうの}荘野

平成 28～30 年度利用料

①原則

ア サブシステム別に、確認件数等に基づいて利用料を計算する

各サブシステムの利用料が業務規模等に応じた金額となるよう、算定基礎として年間確認件数等を用います。

年間確認件数等は、利用開始又は利用料見直し年度の 2 年度前の実績によります。

イ 利用料見直しを 3 年度毎に行う

業務規模等が適正に利用料に反映されるよう、3 年度毎に見直しを行います。平成 25 年度に第 1 次見直しを行いました。平成 28 年度は第 2 次見直しとなります。

▼共用DB稼働開始

▼第 1 次見直し

▼第 2 次見直し

22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

②留意点

ア 特定行政庁、指定確認検査機関

平成 26 年度の年間確認件数及び年間報告受理件数（建築物のみ、計画変更・計画通知・工作物・昇降機等は除く）の実績により再算定します。すなわち、件数変動による利用料総額の変動が発生します。

イ 指定構造計算適合性判定機関

平成 26 年度の構造計算適合性判定件数*（計画変更・計画通知は除く）の実績により再算定します。すなわち、件数変動による利用料総額の変動が発生します。

※構造計算適合性判定件数 法定依頼のほか、任意依頼も含めます。

平成 27 年 6 月 1 日改正建築基準法施行により、構造計算適合性判定が依頼から申請に変わりましたが、利用料算定においては、依頼と申請の区別なく件数を計上します。

ウ 建築士法関係団体

変更はありません。

③その他

ア 通知・報告配信システムの無料措置

平成 27 年度まで利用料低減策の一環として無料で提供してきた通知・報告配信システムは、平成 30 年度まで無料措置を延長します。

イ 激変緩和措置の終了

従前の建築確認支援システム「はくと」からの移行に伴い利用料が激変した場合等において、共用データベースの円滑な導入のために個別協議により講じた激変緩和措置については、平成 27 年度末をもって終了となります。

ウ 新規機関における確認件数等の扱い

上記原則においては、新規特定行政庁や新規設立機関等で、利用開始又は利用料見直し年度の 2 年前の年間確認件数等がゼロ件の場合は、利用料ゼロが数年継続する不合理が発生することがあります。

このため、業務開始年度（確認件数等が 1 件以上となった年度）における年間確認件数等により算定した利用料を、業務開始年度の 2 年後の年度より適用することとします。

例えば、平成 27 年度に業務開始かつ共用データベース利用開始の場合、平成 27 年度における年間確認件数により算定した利用料を、平成 29 年度より適用します。この場合、利用料ゼロが発生するのは平成 27～28 年度のみということになります。